

都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料

認定単位により次の表 1 から表 3 を組み合わせて算定してください。

認 定 単 位	適 用
一戸建ての住宅・長屋	(表 1)
共同住宅の住戸 (変更認定に限る)	(表 1)
共同住宅の住棟	(表 1) + (表 2)
住宅と非住宅の複合建築物	(表 1) + (表 2) + (表 3)
非住宅建築物	(表 3)

- ・「適合性確認機関」は登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査に適合したもの。
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 2 項に基づき、建築基準法第 6 条の審査を行う場合は、確認審査手数料を加算する。

表 1 住宅又は住宅の部分 単位：円

戸 数 区 分		認 定	変更認定	軽微変更証明
		上段：適合性確認機関の審査を経る場合等		
		下段左：誘導仕様基準、下段中：仕様・計算併用、下段右：標準計算法		
一戸建て住宅		5,200 (19,100) (27,000) (37,100)	3,200 (10,100) (14,100) (19,200)	1,600 (5,000) (7,000) (9,600)
共同住宅等	1 戸	5,200 (19,100) (27,000) (37,100)	3,200 (10,100) (14,100) (19,200)	1,600 (5,000) (7,000) (9,600)
	2～ 5 戸	10,300 (35,900) (53,900) (74,900)	6,200 (19,000) (27,900) (38,500)	3,100 (9,500) (13,900) (19,200)
	6～ 10 戸	17,500 (51,900) (75,800) (105,400)	10,500 (27,700) (39,600) (54,500)	5,200 (13,800) (19,800) (27,200)
	11～ 25 戸	29,100 (74,600) (108,300) (148,300)	17,500 (40,200) (57,000) (77,100)	8,700 (20,100) (28,500) (38,500)
	26～ 50 戸	48,800 (112,600) (157,900) (213,000)	29,300 (61,300) (83,800) (111,400)	14,600 (30,600) (41,900) (55,700)
	51～100 戸	87,300 (170,300) (230,700) (305,200)	52,400 (93,900) (123,900) (161,300)	26,200 (46,900) (61,900) (80,600)
	101～200 戸	138,100 (242,600) (318,500) (413,500)	82,900 (135,200) (172,700) (220,600)	41,400 (67,600) (86,300) (110,300)
	201～300 戸	174,400 (313,400) (415,400) (542,100)	104,700 (174,200) (224,700) (288,500)	52,300 (87,100) (112,300) (144,200)
	301 戸～	186,100 (356,500) (481,900) (636,500)	111,700 (197,000) (259,100) (336,900)	55,800 (98,500) (129,500) (168,400)

表 2 住宅の用途に供する共用の部分

単位：円

面 積 区 分	認 定	変更認定	軽微変更証明
	上段：適合性確認機関の審査を経る場合等		
	下段：その他の場合		
～ 300 ㎡以内	10,300 (118,500)	6,200 (60,300)	3,100 (30,100)
300 ㎡超～ 1,000 ㎡以内	17,900 (149,700)	10,700 (76,600)	5,300 (38,300)
1,000 ㎡超～ 2,000 ㎡以内	29,100 (195,500)	17,500 (100,700)	8,700 (50,300)
2,000 ㎡超～ 5,000 ㎡以内	87,300 (304,500)	52,400 (161,000)	26,200 (80,500)
5,000 ㎡超～10,000 ㎡以内	138,100 (390,900)	82,900 (209,300)	41,400 (104,600)
10,000 ㎡超～25,000 ㎡以内	174,400 (467,200)	104,700 (251,100)	52,300 (125,500)
25,000 ㎡超～	218,000 (544,200)	130,800 (293,900)	65,400 (146,900)

表 3 非住宅建築物

単位：円

面 積 区 分	認定申請手数料			
	低炭素建築物新築等計画に係る適合性確認機関の審査を経る場合	建築物の用途が、建築物省エネ法基準省令第10条に規定する工場等である場合	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合	左記以外の場合
～ 300 ㎡	10,300	47,500	95,000	248,400
300 ㎡超～ 1,000 ㎡	17,900	60,500	121,000	311,200
1,000 ㎡超～ 2,000 ㎡	29,100	79,600	159,300	401,800
2,000 ㎡超～ 5,000 ㎡	87,300	128,900	257,900	573,400
5,000 ㎡超～10,000 ㎡	138,100	168,400	336,800	706,300
10,000 ㎡超～25,000 ㎡	174,400	202,300	404,700	834,900
25,000 ㎡超～	218,000	237,400	474,800	952,400

面 積 区 分	変更認定手数料			
	低炭素建築物新築等計画に係る適合性確認機関の審査を経る場合	建築物の用途が、建築物省エネ法基準省令第10条に規定する工場等である場合	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合	左記以外の場合
～ 300 ㎡	6,200	24,300	48,600	125,200
300 ㎡超～ 1,000 ㎡	10,700	31,100	62,300	157,400
1,000 ㎡超～ 2,000 ㎡	17,500	41,300	82,600	203,800
2,000 ㎡超～ 5,000 ㎡	52,400	68,800	137,700	295,500
5,000 ㎡超～10,000 ㎡	82,900	91,100	182,300	367,100
10,000 ㎡超～25,000 ㎡	104,700	109,900	219,900	435,000
25,000 ㎡超～	130,800	129,600	259,300	498,200

面 積 区 分	軽微変更該当証明手数料			
	低炭素建築物新築等計画に係る適合性確認機関の審査を経る場合	建築物の用途が、建築物省エネ法基準省令第10条に規定する工場等である場合	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合	左記以外の場合
～ 300 ㎡	3,100	12,100	24,300	62,600
300 ㎡超～ 1,000 ㎡	5,300	15,500	31,100	78,700
1,000 ㎡超～ 2,000 ㎡	8,700	20,600	41,300	101,900
2,000 ㎡超～ 5,000 ㎡	26,200	34,400	68,800	147,700
5,000 ㎡超～10,000 ㎡	41,400	45,500	91,100	183,500
10,000 ㎡超～25,000 ㎡	52,300	54,900	109,900	217,500
25,000 ㎡超～	65,400	64,800	129,600	249,100